

氏名(本籍)	こうごれいこ 向後礼子(東京都)		
学位の種類	博 士(学 術)		
学位記番号	博 乙 第 2395 号		
学位授与年月日	平成 20 年 8 月 31 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	発達障害のある青年の進路選択に関する研究 - 青年期における特性理解 -		
主 査	筑波大学教授	教育学博士	徳 田 克 己
副 査	筑波大学教授	教育学博士	新 井 邦 二 郎
副 査	筑波大学准教授	博士(文学)	岡 本 智 周
副 査	筑波大学教授	博士(心身障害学)	奥 野 英 子

論 文 の 内 容 の 要 旨

(目的)

発達障害は、2005年の発達障害者支援法において、明確に支援の対象として位置づけられることとなった。しかし、発達障害者支援法成立の背景を含め、その定義は医学的な定義の範囲を超えて、また、当事者及び保護者のみならず、教育・雇用・福祉の関係者間においても共通した見解があるとは言い難い状況にある。

本研究は、こうした状況の中、発達障害のある青年の学校から職業への移行支援の課題を明らかにすることを目的としている。具体的には、高等学校在学中に行った評価の結果から発達障害のある青年の特性を把握するとともに、その後の進路選択並びに進路選択後の定着や進路先の変更に関する分析を行い、高等学校在学中の特性評価と進路選択との関連について明らかにする。また、併せて、移行支援においてどのような点に留意すべきかについて明らかにする。

(対象と方法)

本研究の対象となる発達障害のある青年は、軽度知的障害、学習障害、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などの診断及び判断がある青年のみならず、発達障害を主訴とする青年をもその対象範囲に包含している。具体的には、後期中等教育段階で高等学校普通科における軽度発達障害を対象としたコースに在籍した152名である。なお、対象者は、中学校段階では約7割が通常学級に在籍していた。しかしながら、通常学級に在籍していた者のうち、IQ70以上の者は約3割であり、約7割は、高等学校入学時に療育手帳を所持していたかどうかにかかわらず、軽度知的障害の範囲に含まれる可能性を含んでいた。

これら152名の発達障害のある青年に関して、高等学校在学中に、知能検査、一般職業適性検査、ベンダー・ゲシュタルト・テスト、フロスティック視知覚発達検査、F&T感情識別検査を実施し、併せて、観察により対人的なスキル(挨拶や返事、会話)による評価を行った。

また、在籍校から、卒業後の進路と卒業後3年時点での進路についての情報を得て、在学中に行った各種検査並びに評価との関連について分析した。

(結果と考察)

特性評価の結果は、本研究の対象となった発達障害のある青年の多くが、知能検査の結果にかかわらず、作業遂行に関して、速度あるいは精度の面で支援が必要な対象者であること、また、他者の感情を音声や表情から適切に読み取ることには困難がある、あるいは、挨拶や返事、会話などが適切に行えないなど、対人関係の面でも支援が必要な対象者であることを明らかにした。したがって、本研究の対象となった発達障害のある青年に関しては、高等学校在学中に行った特性理解のための評価に基づき、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性に関する情報を適切に伝える必要のある対象者であると結論づけられた。

また、高等学校在学中に行われたこれらの評価の結果が、高等学校卒業時での進路先（①障害者雇用、②一般扱いの雇用、③障害者職業能力開発施設、④福祉施設、⑤進学）の選択と関連しているのかについて分析したところ、複数の検査結果との間に関連が認められた。一方で、高等学校卒業時の進路選択において、特性評価の結果との関連が必ずしも明確ではない場合があることも明らかとなった。例えば、就職に際して、「一般扱いの雇用」と「障害者雇用」のいずれを選択するかに関して、作業遂行面での差は認められなかった。

次に、在学中に行った特性評価の結果に基づいて、高等学校卒業後3年時点での進路先が「一般扱いの雇用」か「障害者雇用」か、あるいは、「障害者雇用」か「福祉」か、について判別分析を行ったところ、いずれも8割程度の判別率が得られた。高等学校卒業時と比較して検査結果と進路との関係がより明確になっており、進路先における経験を通して、適応・定着の要件が明確化したといえる。

以上から、発達障害のある青年の特性を理解する際には、知能検査の結果のみならず、職業適性や作業遂行に関わると考えられる基礎的な能力（視知覚の認知や目と手の協応）、あるいは対人的なコミュニケーションに関する能力などに関して、総合的に把握することが必要であるといえる。なお、作業遂行、あるいは対人関係において必要とされる配慮事項は、発達障害のある青年の個人ごとの特性によって一律ではない。このため、「障害者雇用」を選択する場合はもとより、「一般扱いの雇用」を選択する場合でも、どのような点に支援や配慮が必要なのかについて、高等学校卒業時までには明確にされていることは重要である。この点からも本研究で用いられた個人の特性についての詳細な検討が可能な検査バッテリーは、特性に即した進路選択を考える際に欠かすことのできない情報を提供するものといえる。

審査の結果の要旨

本研究は、発達障害のある青年の特性理解と進路選択に関心をもち、高等学校在学中に知能検査をはじめ、作業遂行力、対人的スキルなどに関して複数の検査を用いて多角的に評価している。また、これらの特性と高等学校卒業時の進路選択のみならず、卒業後3年時点での移行状況との関連についても明らかにしたことは、高く評価できる。本研究の功績の第1は、卒業後3年時点での進路を高い確率で予測可能な特性評価の視点を明確化したことである。これにより高等学校に在籍している発達障害のある青年を対象とした進路指導のための評価の視点と指導課題が明らかとなった。また、研究で用いられた具体的な検査項目は、高等学校のみならず、特別支援学校に在籍する発達障害のある青年の進路選択において、提供すべき情報を明らかとしており、今後、特別支援教育のすべての対象者にとって役立つものといえるだろう。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。